

# 名家連ニュース

令和4年5月25日(木)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 池山 豊子  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.926号

## ◆ 第25回 名家連定期総会開催 ◆

5月21(日)午後1時より、名古屋市総合社会福祉会館大会議室において全家族会(12家族会)から52名が参加して、第25回名家連定期総会が開催されました。堀田会長の挨拶に続いて、名古屋市健康福祉局健康部の高木主幹、愛家連の江崎会長から来賓挨拶を受けました。議長選出を経て、議案を審議しました。堀田会長が任期途中で辞意を表明されたため、理事会で推薦された池山豊子氏(みどり家族会)が新会長に承認されました。また、辞任された北沢理事に代わり、神原由美氏(よつば会)が理事に就くことが承認されました。



新会長は、重責を鑑み身の引き締まる思いです。家族会会員の皆様のお声に耳を傾け、歩を進めて参りたいと思います。今後共宜しくお願い致します。と挨拶されました。

## ◆◆ 山内益恵先生による記念講演 ◆◆

総会記念講演会では、山内 益恵 弁護士(名古屋北法律事務所ちくさ事務所)が「親亡きあとのために、今、やれること」と題して講演を行われました。参加者は68名でした。

障害のある子供に、親の財産を確実に渡したいという希望を叶えるためには、遺言書の作成や福祉型(家族)信託という方法がある。

遺言書の作成では、法定相続人と遺留分に注意を払い、他の相続人の気持ちを傷つけないように注意を払う。遺言執行者を指名しておけば、遺言執行の手続きが簡単になる場合がある。

福祉型(家族)信託の典型的なパターン：親 A(委託者)が、障害のある娘 C(受益者)のために、息子 B(受託者)と信託契約をして A の財産を B に託す。不動産ならば B 名義で信託登記する。お金ならば B 名義の信託口座を開設して入れておく。A が認知症や、なくなった後に、C に定期的に生活費を渡す。

家族信託は、もし親が認知症になっても親の財産を有効利用でき、第三者への報酬を考えなくてよいというメリットがある一方、信託できるのは限られた財産だけで、節税効果があるとは限らない。また信託契約の作成(組成)時には、相続が発生した場合にトラブルが生じないように遺留分に注意する必要がある。定期的にお金を渡すだけならば、保険会社や銀行などの生命保険信託や遺言代用信託といった商品もある。

親亡き後の不安に対して取り得る対策は、地域の人と関係をつくることである。家族会への参加、福祉サービスの利用、任意後見制度の利用、成年後見制度の利用、ホームロイヤル制度(例：愛知県弁護士会アイズ)の利用などを試し、つながりを築く努力が有用である。

成年後見制度は、後見人の変更が難しかったり、後見人が本人や家族の希望にに応じてくれなかったり等、使いづらい面が指摘されているけれど、本人の意志決定を支援する方向で、法改正も含めて制度が改善されてきている。実は後見人の裁量は意外と広く、やれることがたくさんあることを話されました。

山内さんのお話は、後見、保佐、補助といった多様な経験に基づいたもので、このような方とつながることができる、親亡き後は安心できると感じました。

